

福祉環境委員会記録

令和4年3月7日(月)
10時00分～15時51分
全員協議会室

【委員】小川委員長、足立副委員長

村木委員、村武委員、柳楽委員、岡本委員、川神委員

【議長・委員外議員】笹田議長、肥後議員、大谷議員、三浦議員、川上議員、芦谷議員、
佐々木議員、牛尾議員

【福祉環境委員会 所管管理職】

砂川副市長

〔健康福祉部〕猪木迫健康福祉部長(保険年金課長)、藤井地域福祉課長、

板本健康医療対策課長、湯浅健康医療対策課副参事、龍河子育て支援課長

〔市民生活部〕森脇市民生活部長、井上環境課長、市原税務課長、土谷資産税課長

斗光環境課調整監

〔三隅支所〕田城支所長、鈴木市民福祉課長

〔上下水道部〕有福上下水道部長、白根管理課長、谷口工務課長、大上下水道課長

【参考人】佐々木石見地区労働組合協議会議長(請願者)

【事務局】中谷書記

議題

1 請願等の意見陳述

(1) 請願第3号 子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について

(2) 陳情第24号 病児・病後児保育に関する陳情について

2 請願第1号 精神保健医療福祉の改善に関する意見書の提出について【賛成全員 採択】

3 請願第3号 子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について【16人署名あり】

【継続審査】

4 陳情審査

(1) 陳情第24号 病児・病後児保育に関する陳情について

【賛成なし 不採択】

5 議案第7号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について【全会一致 可決】

6 議案第9号 浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

7 議案第35号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

【全会一致 可決】

8 執行部報告事項

- (1) 浜田市国民健康保険診療所の診療体制について 【健康医療対策課】
- (2) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について 【健康医療対策課】
- (3) 浜田市地域包括支援センターの名称及び設置場所について 【健康医療対策課】
- (4) 島根県後期高齢者医療に係る保険料率等の改定について 【保険年金課】
- (5) (仮称) 益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について 【環境課】
- (6) 令和4年度 地方税制改正の概要について 【税務課・資産税課】
- (7) 浜田市三隅デイサービスセンターの譲渡について 【三隅支所市民福祉課】
- (8) 浜田市上下水道事業の経営戦略の見直しについて 【管理課・下水道課】
- (9) 水道事業広域化の取組みについて 【管理課】
- (10) 金城地域断水防止対策について 【管理課・工務課】
- (11) 浜田市水道事業協同組合の解散について 【管理課・工務課】
- (12) 不適切行為による日本水道協会品質認証の取得事案について 【工務課】
- (13) 浜田市浄化槽設置整備事業補助金要綱の改正について 【下水道課】
- (14) その他
(配布物)
- ・ 浜田市再犯防止推進計画 【地域福祉課】
- ・ 浜田市人口状況 (R3. 11 月末～R4. 1 月末) 【総合窓口課】
- ・ 浜田市男女共同参画推進計画 (第4次) [令和4年度～令和9年度] 【人権同和教育啓発センター】

9 所管事務調査

- (1) 生活保護の状況について 【地域福祉課】
- (2) 各種健(検)診及び健康教室等の状況について 【健康医療対策課】
- (3) エssenシャルワーカーの状況について 【健康医療対策課】

10 その他

- 11 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について 【Vol. 64 2月号】 (委員間で協議)
- 12 取組課題について (委員間で協議)

【議事の経過】

(開 議 10 時 00 分)

小川委員長

ただいまから、福祉環境委員会を開催する。ただいま出席委員は7名で定足数に達している。本日の委員会は、新型コロナウイルス感染防止の観点からできるだけ密を回避するよう、議題に関係のある管理職のみの出席とし、また議題によって執行部の入れかわりをお願いしている。議題7の議案第35号の審査まで終了した時点で執行部の入れかわりを予定しているので、ご協力をお願いする。

また質疑答弁の際には、委員・執行部ともマイクを近づけ、簡潔明瞭に発言いただくようお願いする。

ではレジュメに沿って進める。

1. 請願等の意見陳述

小川委員長

請願や陳情について、提出者が事前に希望された場合、委員会審査の場において請願等の趣旨や意見などを述べる機会を設けている。今回付託された請願と陳情のうち2件について意見陳述の申し出があったので実施する。1件ごとに趣旨や意見など、陳情書の書面では伝えきれなかったことなどを述べていただき、その意見陳述について委員から陳述者へ確認したいことや質疑があれば行っていく。

意見陳述者からは委員や執行部への質疑はできないこととしている。

陳述者へお伝えする。意見陳述の時間は1件につき3分以内である。こちらが陳述をお願いした後に陳述を始めてもらいたい。副委員長がタイムキーパー役を務め、2分30秒になったらベルを1回鳴らし、その後2分50秒でベルを鳴らす。その時点で終了の準備をし、3分以内に終了していただくようお願いする。

意見陳述の内容は当該請願等に係る内容とし、当然ながら個人情報に関することや誹謗中傷の発言は行わないように。

なお、委員長の指示に従わない場合は意見陳述を中止するのでご承知おき願う。

(1) 請願第3号 子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について

小川委員長

陳述をお願いする。

陳述者（西川氏）

外ノ浦・松原まちづくり推進委員会の西川である。本請願は現在中学1年生の佐藤氏と、外ノ浦・松原まちづくり推進委員会が共同で提案するもので、今日はまちづくり推進委員会の役員である私が、会長にかわり意見陳述をさせていただく。

佐藤氏は平日の日中ということで出席できないと思っていたのだが、たまたま今日は休みで同席することができた。

本請願は昨年7月に開催された、はまだ市民一日議会（以下、市

民一日議会)に登壇した松原町の佐藤仁氏から私が相談を受け、今回請願の形にしたものである。佐藤氏は小学校のころから自分の住む松原町にはボールが使える遊び場がなく、とても困っていた。市民一日議会ですくすくの跡地を、ボールが使える遊び場にしようというテーマで、今年度廃止となる子育て支援センターすくすくの跡地利用について、ボールが使える公園にすることを提案してくれた。

この提案に対し、議会から昨年10月に、かつて松原町には第二中学校や松原小学校があり校庭で遊ぶことができたが、現在は移転しており、松原町には公園やボールが使える遊び場がない。すくすく跡地の利用計画は現在白紙なので、ボールを使うことができる遊び場にすることは不可能ではないと思われ、市の担当者も必要性について理解している。地域の総意として町内会長などが市長に陳情すれば一步前進するので、地域の大人の方と相談して行動を起こすようお願いしてみしてほしいと返答があった。

これを受けて佐藤氏から私に相談があり、まちづくり推進委員会の役員会で協議したところ、子どもだけでなく高齢者や子育て世代なども安心して集える公園となれば、地域住民の憩いの場となり世代間交流や健康増進も図れるため、佐藤氏と一緒にプランを考えて今回請願として提案するものである。

すくすく跡地の立地は、城山や日本遺産外ノ浦に近く、大名行列発祥の須賀神社や、浜田藩16代藩主の墓がある妙智寺にも隣接しており、市民が浜田の歴史文化に接するための公園としても大変意義があると感じている。

何より中学生が自分たちのまちの課題について解決策を考えて、今回16人分の友達の署名も添えて請願を提出し、政策決定のプロセスに参加していることに大変大きな意義があると感じている。ぜひ前向きな検討をお願いします。

小川委員長

陳述が終わったが、委員から陳述者へ、陳述内容について確認したいことがあるか。

村武委員

本日陳述者として西川氏に来ていただいた。請願者の佐藤氏も本日学校が休みということで来ていただいているようだが、もし可能であれば佐藤氏からも思いなどお聞かせいただければと思うが、可能だろうか。

小川委員長

請願者の佐藤氏の発言を許可するか。皆、ご了解いただけるか。暫時休憩する。

[10時08分 休憩]

[10時09分 再開]

小川委員長

委員会を再開する。先ほどの意見については、少し難しいと判断させていただく。陳述に対して確認したい内容があれば出していきたい。

村武委員

外ノ浦・松原まちづくり推進委員会からの請願となっているが、

- 陳述者（西川氏） どの程度地域の方の意見がまとまっているか。
- 外ノ浦・松原まちづくり推進委員会だが、外ノ浦が1町内、松原が1から8町内あり、一昨年に発足した。コロナもあってなかなか活動がままならない状況だが、役員ということで各町内会長含め十数名が集まり、不定期だが協議している。
- 村武委員 今回もそのメンバーが集まって話をした。
- 子どもの視点について、佐藤氏が請願者となっているが、例えば同級生や他級生の意見はどのように出ているか。
- 陳述者（西川氏） 佐藤氏ともいろいろ話をしている。今回書面をつけているのだが、いつも一緒に遊んでいる仲間と同じような意見があり、一緒に来たかったという話もしている。前の市民一日議会のときも話があったが、近所の駐車場で遊んでいて、ボールでガラスを壊したりということもあったりして、近所の子ども皆が困っている状況である。
- 小川委員長 ほかにも。
- 柳楽委員 外ノ浦・松原まちづくり推進委員会で話をされたとのことだが、実際にすすすくの周辺住民の声は聞こえているか。
- 陳述者（西川氏） 町内会長や町内役員の方を通じてだが、松原町も高齢化率が非常に高くなっており、集まる場所がなかなかない。そういう場所があればよいのと、健康遊具が皆で使えるとよいという話が出ている。
- 柳楽委員 私は全く違う地域の住民なので、周辺の方の声がよくわからないが、この間も執行部に対して周辺住民から、うるさくて困るという話を聞いたことがあるという話が出ていた。そのときに執行部は、そういう声は来てないとのことだったが、周辺住民の方で、そのような声はまちづくり推進委員会の中でも聞いておられるか。
- 陳述者（西川氏） まちづくり推進委員会にはその声は届いていない。
- 小川委員長 ほかにも。
- 岡本委員 私もこの願意はよく理解はするが、地元住民の理解は必要だと思っている。あの近くのすまいるを週1回以上使っているが、近所の方がいろいろな形で苦情を言われる。うるさいとかきちんと対応してくれと。あの地域は厳しいところを持っておられると私は思っている。
- 以前、子育て支援センターがあるときにも、何度か訪問して話を
 する中で、職員の方に話をしたら、実はお叱りを受けることが結構
 あると言われた。そういう意味から、柳楽委員が質問したのだろう。
 そうすることで本当に地域の周辺住民が理解を示しておられるのか。
 そこを踏まえた話なのかどうか。
- 陳述者（西川氏） あそこは松原1町内になるのだが、地域の高齢者の方がすすすく
 で年に何度かイベントに参加したりしている。すすすくが今回なくな
 るのは残念なのだが、町内の人は非常に大事な施設として仲よく
 させてもらっている。
- すまいる周辺の話があったが、それはいろいろな方もおられるの
 で目に余るものがあればご意見されるのだろうと思うが、子どもが
 遊ぶ公園については、子どもだけでなく、今提案した高齢者や皆が

小川委員長
川神委員

使う公園となれば、きっと周辺の方にも理解していただけるものと私は信じている。

ほかに。

1番から7番まで書いてあり、さまざまな機能を求められている。1番のボールを使った遊べる場所にする、これが最優先という考えでよいか。

陳述者（西川氏）
小川委員長

今回は佐藤氏の思いを形にしているので、1番はマストである。ほかに。

（ 「なし」という声あり ）

以上でこの件の質疑を終了する。

(2)陳情第24号 病児・病後児保育に関する陳情について

小川委員長
陳述者（森谷氏）

陳述をお願いします。

病児・病後児の件は、浜田市は何回も国に聞いているということだが、何を聞いているか。常駐について。裁判も3回開かれたが、1回目は浜田市の顧問弁護士はその日を失念し、来なかった。欠席で、裁判に穴を開けた状態である。このような無責任な弁護士、実は浜田市の顧問弁護士だが。さらに最近は、裁判長が浜田市に対し、常駐ということについて、厚生労働省に聞くよう命令している。浜田市は、今までは常駐は聞いたと2回も言ったが証拠能力がなかったということ。つまり文書でつくられていなかったから。ここにまた文書の問題が出てきた。副市長は総務部長のときに、浜田市は文書主義をとっている、軽微なもの以外は残さないといけないと。しかし先週は、総務課長が、浜田市は努力規定として考えている、文書には残さなくても違法にはならないと、信じられないようなことを言っている。やはり残す方向でないと、違法ではないからよいというものではない。それがこういうところに現れている。

証拠能力がないのもう一回聞くように言われている。浜田市が厚生労働省に聞くのはこれで3回目。これらの流れがどのように残っているのか残っていないのか。今までの、常駐について国の回答をもらった流れをきっちりと説明してもらえるように、執行部をお願いしてもらいたい。残ってる文書は残ってる文書として、働きかけてもらいたい。

こういうところで文書主義がいいかげんだという弊害が出てくる。裁判所に対しても説明ができない。もちろん市民に対しても説明できないが、説明したと言い張る。権限は浜田市にあるわけだから。このようなことに文書主義のさまざまな弊害が出ている。

ここで改めてどういうことを聞いたのか、1回目、2回目。それらについて、きっちり文書で回答してもらえるように働きかけていきたい。執行部の皆さん、議員の皆さんをお願いしたい。

小川委員長
岡本委員
陳述者（森谷氏）

委員から陳述者へ、陳述内容について確認したいことがあるか。

きちんと説明してもらえるように、執行部はどこに回答するのか。

執行部の回答は、基本的には、私の陳情は議員にしているのだから

岡本委員

ら。福祉環境委員だと当然知りたいと思う。私は福祉環境委員にしてもらい、公になるようにしてほしいと思う。議員さんに対してしてもらいたい。

陳述者（森谷氏）

裁判所の話が出たから、そちらに対する回答をということなのか、そういうことではないのか。

裁判所は、1、2番は証拠能力はないから、3回目として。裁判所は3回目のつもりではなく、1回目のつもりだが、浜田市に対して厚生労働省に常駐の定義を聞くように命令している。浜田市は聞いて、もうそろそろ回答をもらっているのではないかと思う。その回答は裁判中のことだからどうなるのかわからないが、少なくとも1回目、2回目については、みんなが知っていなくてはいけないし、証拠能力がなくてはいけない。裁判所は証拠能力がないと判断するわけだから、どのような回答のまとめ方をしたのか、どんな質問の仕方、どんな回答のもらい方をしていたのかと、私は疑問に思っている。

川神委員

それらを、文書主義を合わせて、きっちり見て、これではいけないとか、これだったら裁判所がおかしいかなとか、どういう結論になるかわからないが、裁判所が否定したわけだから、どのようにまとめていたかということをお願いしてほしい。どのような回答、回答はないのだと思うが。文書主義、違法じゃないから。

陳述者（森谷氏）

参考に教えてほしいが、裁判所が常駐の定義を聞きなさいと市に言われた、その回答期限などを裁判所が何か言っているか。

回答期限のことについては知らないが、裁判所は1週間くらいで質問書をまとめるよう言われた。そのまとめた質問書を恐らく出しているのではないかと思うが、出してないかもしれない。それは浜田市のアクションなので私はわからない。

小川委員長

ほかに。

（ 「なし」という声あり ）

ないようなので以上で議題1の請願等の意見陳述を終わる。

2 請願第1号 精神保健医療福祉の改善に関する意見書の提出について

小川委員長

委員から参考人に質疑はないか。

足立副委員長

請願項目の中で一般病床の人員配置と精神科専門職の人員配置人数について記載がある。具体的に一般病床より低い人員配置とのことだが、そのあたりの数字を教えてください。

参考人（佐々木氏）

精神科病院は1958年に精神科特例というのがあり、一般病院よりも医師は3分の1、看護師は3分の2、薬剤師は2分の1という特例が決められた。2000年くらいにそこは改善されてきて、急性期病棟に関しては一般病院と同じ扱いになってきているが、その他の精神科病床、療養病床などに関してはまだ一般病院よりは少ない、精神科特例がまだ認められたままの状況になっている。精神科に関しては、社会復帰していただくためには人員の確保が必要だということで、せめて一般病院並みに戻してほしい、特例を排除してほしいと

- ということである。
- 足立副委員長 請願項目の2番目に、包括的で継続的な支援体制の整備を国が行うことと記載があるが、国が行うことの必要性をどのようにお考えか。
- 参考人(佐々木氏) もともと、ハンセン病などもそうだと思うが、国が隔離などをしてきた経緯がある。2000年前後ごろに小泉元首相がそこは認められた。精神医療も、国の隔離収容政策、1960年くらいから医療金融公庫などといった病院を安く建てられるような保障などいろいろしてきて、病院が増えてきた。それで公的なものよりも一般の病院を増やし、精神科の民間病院を増やすよう政策を進めていき、隔離収容政策を進めていった。国がもともとそのような精神科疾患の方を病院に入れていくような政策をしてきた。やはり国がきちんとそこを認めて、責任を持って保障するものだと述べている。
- 足立副委員長 3番目に、労働者の雇用保障と教育・研修等を国が責任を持って行ってほしいと記載がある。今の話の流れの中で、そういった部分に関しては国が当然責任を持って対処してほしいということだと理解してよろしいか。
- 参考人(佐々木氏) そういう理解でよろしいかと思う。海外では1960年くらいから当事者運動などが盛んになって、障がい者の権利などを認めなければならぬということで地域にいったのだが、海外でもやはり、国がきちんと学習させる、病院の中で医療従事者が働いていたものは地域でなかなか働けない、難しいということ。海外でも先進諸国ではほとんど、2年くらい国がきちんと保障して、教育をさせた。国がそのようにやってきたのだから、国がきちんと教育なども保障してほしいということである。
- 岡本委員 このたび新型コロナウイルス感染症が大変話題になり、いろいろなところで環境が変わりつつある。この文書に、新たな生活様式に対応したメンタルヘルスの対策をとあるが、具体的にはどのようなことを望まれているか。
- 参考人(佐々木氏) 皆ご承知のところだと思うが、新型コロナウイルス感染症で生活が苦しくなったこともあるし、家にずっといることで情緒不安定になったりする面も見られた。メンタルヘルス対策とは、海外などでも今のこのコロナは特別予算をつくって対策しているくらい重要な課題だと思う。日本はもともと自殺者が多いのだが、多分これからどんどん増えていく。ひきこもりも2017年時点でも100万人を超えたとのことだが、今からもっと増えてくることが予想される。
- 最初に戻るかもしれないが、精神疾患はなかなか見えにくい。病院に行かないと見えにくいのだが、きちんと地域の方や保健所などいろいろな方が、そういう人をきちんと見つけて、早目に治療して、すぐに社会復帰ができるような、安心して生活できる形を思っている。具体的にということではないが、そういうところをお願いをしたい。
- 川神委員 1番目の隔離・拘束の原則廃止。当然そうなのだろうが、昨今は

薬剤のかなりの進展によって隔離・拘束の件数がかなり減ってきていると伺っている。実態がわかれば教えてほしい。

参考人 (佐々木氏)

2 番目に、精神疾患・認知症とあり、認知症も包括しての話が出ているが、認知症も含めてこういった体制をしっかりと酌み取ってほしいということで、精神疾患並びに認知症が書かれているのか。

今言われたように薬剤が進展してきて治療も進んできてはいるのだが、やはり身体拘束なども実は10年前より倍くらい増えている。それは認知症の方が増えていることもあろうし、厚生労働省が3、4年前くらいから調査を始めたが、そこがうまく機能せず、やり直しを繰り返し結局頓挫してしまった状況がある。よってはっきりとしたデータが今はないが、とにかく身体拘束は増えている状況である。海外の身体拘束に関しては、例えばイギリスなどは5分身体拘束して30分休憩する、そのインターバルでやっているそうだが、日本は何日も拘束しっ放し、医師も少ないから、医師が長期休みとなるとそのままずっとということがあるので、おのずと長期化してしまう。そういう状況に関して、人員がとにかく必要になってくるということで、述べさせてもらっている。

認知症に関しては、海外の精神科病院では、ほとんどの認知症の方は入院しない状況である。地域できちんと生活していただく。日本でも地域包括ケアシステムをご承知だと思うが、精神科に関してはその地域、精神科に対応した地域包括ケアシステムがある。日本では精神疾患の中に認知症も含まれるということもあるし、疾患的に似ているところ、認知症の周辺症状、初期症状のところでは出てくるので、精神の方も認知症の方も地域で生活していただけるような社会づくりが必要だと思い、述べさせてもらっている。

柳楽委員

先ほど社会復帰が大事だという話があった。やはり人員が少ないことで社会復帰の妨げになり、進まない原因になっていると考えておられるか。

参考人 (佐々木氏)

療養病棟の長期入院の方に関しては、日ごろの世話で結構時間いっぱい、退院促進も当然やってはいるが、なかなか手が回りにくい。例えば、I P Sという精神疾患の方が一般就労する取り組みがあり、3か月以上就労するのだが、それを途中でリタイアされた方や、3か月以上になると復帰に時間がかかることがある。それと考えると、長期入院された方に関して社会復帰はとても時間がかかるだろうし、多職種でしっかりかかわっていかないとなかなか社会復帰までつながらない状況もある。よって人員が少ないことは、社会復帰につながりにくいことと関連してくると思っている。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

では請願者への質疑は終わる。この請願について審査の参考にするため、執行部へ確認しておきたいことがあるか。

岡本委員

このたび精神医療福祉という観点の請願だが、過去にこういう請願が出たことはあったのか。

地域福祉課長
岡本委員

確認した限りではなかった。

近くにこの施設はあるので、非常に苦勞されているのを見ている。このたび何年もされてない形でこれを出されたということは、私は個人的に非常に重いものを感じている。細かいことはわからないが、例えばこの中にあった雇用保障など、いろいろ見たときに本当に満足した状態になっているのかという中で、これを重く受けとめて私なりの回答を出したいと思っている。

小川委員長

ほかに確認しておきたいことは。

(「なし」という声あり)

以上でこの議題を終了する。

3 請願第3号 子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について

小川委員長

資料にないが、この請願には16名の署名が添えられているのでお知らせしておく。この請願について審査の参考とするため執行部に確認しておきたいことがあるか。

柳楽委員

本来公園は都市建設部の所管だと思うが、まだすくすくがある状態なので子育て支援課が所管とのことで、今後、市の方向性としてこの土地をどのように考えておられるのか、わかれば教えていただきたい。

子育て支援課長

先週の議案質疑でも答弁させていただいたが、現在の子育て支援センターについては令和4年度に解体して更地にする予定である。現時点では浜田市市有財産売却計画の中で令和5年度にセンター跡地を売却する方針となっている。なお、計画の備考欄には子育て支援センター跡地の売却は、公園等の整備計画によって変更の可能性があるという注釈がついている。

公園整備についてはこれまでの議会一般質問や会派代表質問において、既存の公園や広場の数、配置、施設内容など現状を踏まえ、改めて市全体の公園の整備方針を検討していくと答弁させていただいている。

柳楽委員

具体的なところは特にまだ出てないということでよろしいか。

子育て支援課長

具体的なことはこれから市全体で検討していく。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

ないようなので質疑を終了する。それではこれから請願2件の採決を行う。採決の前に自由討議を行うべき案件はあるか。

(「なし」という声あり)

特に意見がないため採決に入りたい。不採択という言葉が採択か不採択か聞き取りにくいので、その請願に賛成か反対か、または継続審査とするかなど発言し、その理由も述べていただくようお願いする。なお、継続審査の場合は継続審査とすべきかを諮るため先に発言をお願いする。

請願第1号 精神保健医療福祉の改善に関する意見書の提出について

- 一人ずつ意見をいただく。
- 村木委員 私は採択としたい。特に3番の入院中心から地域への移行を円滑にするための予算拡充、4番のメンタルヘルスにおける質疑もあったが、これをスタッフのみならず一般市民へのメンタルヘルス対策の早急な対応ということがあったので、採択ということで意見を申し上げる。
- 村武委員 私も賛成である。理由としては先ほどの話の中で、社会復帰について、人員が少ないため手が回らないということがあり、通常業務のところで一般病床より低い人員配置を改善すべきではないかと感じた。
- 川神委員 4番目の新たな生活様式に対応したメンタルヘルスも、今コロナ禍で今後増えていくのではと感じているので、そこも考慮した。
- 精神疾患を取り巻く環境は決して日本はよくないと思っている。基本的には大きな課題もあるが、先ほど請願者がお話しされたが、精神疾患並びに認知症の方が、より人間らしい暮らしをするためにも、先ほどの請願については、国を含めてさらに一歩進めていくべきだと思っているので賛成する。
- 岡本委員 私は先ほど執行部に問い合わせたときにも私の気持ちはお伝えした。賛成である。
- 柳楽委員 私もこの請願書を拝見して精神保健医療に携わっておられる方に話を聞き、この請願内容のとおりだと伺っている。これまでも、やはりこういう精神保健医療に携わられる病院に、長期入院される方が多いと伺っていた。少しでも多くの方が早く社会復帰できる状態になるために、そういう人員配置が必要とも伺ったので、私も賛成したい。
- 足立副委員長 この請願を見ていろいろな疑問点があったが、本日説明を受けて理解した。ただ1点ほど、全て国という点については今後の大きな課題かとは思っているが、この請願書に書かれている内容は先ほどの話のとおりだと思うので、賛成する。
- 小川委員長 では請願第1号について採決する。本請願について、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いする。
- 《 賛成者挙手 》
- 挙手全員で採択すべきものと決した。本請願は意見書の提出を求める請願である。今回、意見書案が添付されており、それを参考に正副委員長で作成するが、意見書について何か意見があれば伺う。なければ正副委員長に一任いただくということでよろしいか。
- (「異議なし」という声あり)
- では意見書については、請願第1号が本会議で採択された後、委員会提案として委員長の私が提案することになるので、ご承知おき願う。

請願第3号 子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について

お一人ずつ意見ををお願いします。

村木委員

私は賛成である。この委員会は公園の所管ではなく、公園整備の全体的な計画は必要だともわかりつつ、この福祉環境委員会として子どもの健全育成といったところを加味すると、なるべく多くのこういった公園があることは望ましい。特にすくすくの跡地は今白紙でもあるので、公園としての整備を求めたいため賛成である。

小川委員長

大変申しわけない、最初に説明が漏れていたが、この請願に賛成か反対かと、もう一つ継続審査もあるので、そのことも含めて、まず継続審査の希望があるかを諮らなければいけなかったで、これについてももし意見があれば先にお受けしたい。

川神委員

継続審査を求める。理由は、去年の市民一日議会においても、この質問を我々議会としてもしっかり受けとめた。今回出されている内容に関しても願意は十分わかる。何とか住民の意見を酌み取りたいが、その中で先ほど執行部から、公園整備の今からの全体像、さらにはこの場所をどのように取り扱うか選択肢が幾らかある中で、私が先ほど、ボールを使って遊べる場所とすることが最優先かとお伺いした。2番目は子育て世代が安心して楽しく遊べる場所、高齢者の健康増進、世代間交流、この空間は多岐にわたって多様性が求められている空間として提案されている。そういう中でボールを使って遊べるのが1番の課題となると、ネットやさまざまな使い方の問題など、2番以降に書いてあることがどの程度実現できるか。これを全部やれと議会として言うのはいかがなものかと。したがって願意を酌み取りながら今後執行部とも十分話しながら、これについてはさらに研究して、よい形で議会としても受けとめたいと思っているので、継続審査を要望する。

小川委員長

川神委員から継続審査の提案があった。先にこの請願について、継続審査をするか否かについて、皆の意見ををお願いします。

岡本委員

私も継続審査がよいのではないかと思っている。先ほど川神委員が、ボールを主体的にという答弁に対して発言した。私の近くにも公園があるが、ボールの使い方が非常にファジーになってしまっている。私は市が子ども、若者に対して配備をするのは大事なことだと思っているので、今の公園施設を念頭に置きながら、これはもっと煮詰めていく必要がある。使い方や目的は、もしかしたらボールが主体であれば、川神委員が言ったように高齢者、子育てのところは使えない環境があるのかもしれない。それから、いろいろ観光面などからあの近辺にはトイレがないから、外部の方が自由に行ける公園の中にトイレがあるのは賛成でもある。そういう意味合いも含め、もっと審議すべきだと思っている。

小川委員長

継続審査という意見が多いようだが。ほかに意見があるか。

村武委員

今回こうして外ノ浦・松原まちづくり推進委員会、そして市民一日議会で意見を出された佐藤氏、中学生が勇気を持って請願を出さ

れたこと、そしてボールを使って遊べる場所は本当にあのあたりはない。私も殿町の住人だが、殿町にもない。そういったことも含めて、いろいろな問題があるかもしれないが、これを執行部で積極的に進めていただきたいので、私は継続ではなく採択したいと思っている。

小川委員長
柳楽委員

継続と採択と双方があるが、まだ意見があればお願いします。

この請願に書かれている、子育てであったり、ボールを使う、高齢者の健康増進、世代間交流というようなことが実現すれば、本当によいだろうとは思っている。松原町には公園がないとあったので、公園は欲しいかなとは思っているが、公園の問題は全市的に考えていけないのかとも思う。これは請願なので、重いものだと思っている。そういう意味でも、もう少しこの委員会でもいろいろ議論を重ね、どういった形で執行部に今後働きかけていくのか、そういうことも含めてもう少し協議したほうがよいのではと思うので、私も継続とさせていただきたい。

足立副委員長

私は賛成である。まずは1番に書いてあるボールを使って遊べる場所にすることが1番の本意だと意見陳述者もおっしゃっていた。また佐藤氏には今日こうして来ていただいてもいる。

少し話が脱線するが、出生数、令和3年度、また300人前後になりそうだと。少子化の中でこの子どもたちが生き生きと、そして満足しながら遊べる場所というのが、実はこの浜田市に少ないのだろう。時間がたてば、継続とすれば、どんどん今の子どもたちも大きくなり、これができ上がった際には遊ぶ子どもは本当にいるのかとも思うので、逆にこれは私は、議会側から賛成で執行部に少しでも早く動いていただくような取り組みをしていきたいと思うので、賛成したい。

小川委員長

皆から意見をいただいた。賛成・反対、同数のような状況だが、結論を出さざるを得ないので、この請願について、継続審査とすることについての賛否を取りたい。継続審査とすべきとされる方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手3名である。賛否同数となったため私の判断に委ねられる。私は川神委員が言われた、ボールを使って遊べる場所という願意はありながらも、世代間交流が図れる場所との考え方のぶつかりが必ず出ると想定している。そういう意味では少し継続が必要ではないかと判断する。したがって、この請願については継続審査とさせていただく。

以上で請願審査を終了する。ここで暫時休憩する。再開を11時15分とする。

[11時 03分 休憩]

[11時 15分 再開]

4 陳情審査

(1) 陳情第24号 病児・病後児保育に関する陳情について

小川委員長

先ほど意見陳述された陳情1件の審査に入る。なお、陳情の採決は、陳情の審査終了直後に、執行部がおられるところで行うのでよろしく願います。

この陳情について審査の参考とするため執行部へ確認しておきたいことがあるか。

柳楽委員

国に3度目の確認をするようだというので、それに関して執行部から議会、また市民に、どのような状況なのかを報告してほしいという内容なのだと思うが、実際に現時点でどのような流れになっているか、またその結果が出たとして、この場で報告することが可能なのかについて確認させていただく。

子育て支援課長

本件は現在係争中であり回答できることが限られているので、回答できる範囲で現在の裁判の状況及びこのたびの国への照会の経緯についてご説明させていただく。

本訴訟は当市が市内医院に委託していた病児・病後児保育事業で、基準に満たない職員配置で事業を実施していたとして、令和3年6月に浜田市長を被告として提起されたものである。これまで5回の裁判が行われており、原告・被告それぞれが主張を行っている。

今回の陳情にある国への照会については、市独自で行ったものではなく、裁判長からの依頼により行ったものである。照会内容及び国からの回答については、次回の裁判の内容にかかわってくるため回答は控えさせていただく。

小川委員長

ほかに確認しておきたいことはあるか。

村武委員

裁判が終わった後、説明をこの福祉環境委員会でも行われると思うがそこはいかがか。

子育て支援課長

公表できる時期になれば、こちらからきちんと報告させていただく。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

ないようなので、これから陳情の採決を行う。採決の前に自由討議が必要という方はおられるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので採決に入りたい。賛成・反対あるいは継続審査について各委員から意見をお願いしたい。先に継続審査すべきという方がおられたら、それについてお諮りしたい。特になければそれぞれ意見をお願いしたい。

(「なし」という声あり)

ではご意見をお願いします。

川神委員

執行部から、係争中につき情報が出しにくいことと、これに決着がある程度ついたときには報告があるとのことなので、この陳情を採択しなくてもそういう流れが出ているなら、私は不採択でよいのではないかと思う。

柳楽委員

先ほども、現時点で答えることができないという話があった。全て裁判が終わった後に報告をしていただきたいと思いますので、現時点で出されている陳情については反対とさせていただきます。

小川委員長

傍聴者は発言を控えてもらいたい。退席をお願いします。退出願う。これ以上審議の妨害をしてもらいたくない。

(陳述者から「発言の許可を」という声あり)

認めない。退席をお願いします。妨害はやめるように。暫時休憩する。

[11時21分 休憩]

[11時29分 再開]

小川委員長
岡本委員

委員会を再開する。

私も執行部が、裁判だという話を審査してきた。1回目、2回目、3回目の話があったが、私は係争中はやるべきではないと思っている。当然、紳士的に皆発言しているだろうし、黙秘権という裁判ルールがある中で、我々がそこに関与するのはいかがなものかという観点から、私はこの件については反対である。

村武委員

私も現在係争中ということ、そして裁判後に福祉環境委員会できちんと説明していただけるとお聞きしたので、反対とする。

村木委員

私も今回の事案が係争中ということなので、反対する。

足立副委員長

私も、係争中の案件について私どもがどういう言える立場ではないと思う。また、執行部も終わったらきちんと説明されるとの発言もあったので、この時点では反対する。

小川委員長

それでは陳情第24号について採決する。本陳情について採択するものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手 》

挙手なしで、本陳情は採択としないものと決した。以上で陳情審査を終了する。

5 議案第7号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

7 議案第35号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

小川委員長

議案第7号と第35号は同じ条例の一部改正のため、一括して審査したい。執行部から補足説明はあるか。

保険年金課長

条例議案新旧対照表も出しているが、資料をつけているので議案第7号と第35号を資料により説明する。

(以下、資料をもとに説明)

小川委員長
岡本委員

委員から質疑はあるか。

未就学児の均等割等の半額軽減や、高齢者関係を改正する一つの背景は、今までをずっと見てきた中で改正されたのか。コロナという位置づけか、子育て支援という観点があったのか。わかる範囲で結構だが、改正に至る理由をお尋ねする。

保険年金課長

議案第7号の未就学児にかかる均等割の半額軽減については、全

世代対応型の社会保障制度、法律の一部改正による。社会保険には扶養という概念があり、未就学児は当然扶養で保険料がかからないのだが、国民健康保険はこれまで未就学児について軽減なしの1年間3万5400円の保険料がかかってきた。今後の少子化対策においても全世代対応型の社会保障制度としては、全額無料とするのが一番よいのかもしれないが、国民健康保険は保険料で皆の健康保険を賄っているので、とりあえず半額軽減助成が先になっている。

保険料の賦課限度額については、先ほど説明したように、社会保険についても限度額があり、その限度額に該当する人が1.5%以内でずっと来ている。それに基づいて計算すると浜田市の人が1.5%までいくかどうかは別にして、全国レベルで1.68%なので、賦課限度額を若干上げて、今まで世帯で99万円だったのが102万円までとなるよう条例を改正する。これは国民健康保険法の施行令が改正されたことによる、浜田市だけではなく全国での話である。

岡本委員

今の話で1.5%などの数値が出た。これを少し身近に感じるためには、例えば子どもの関係、未就学児の関係、高齢者の関係は何人くらいが対象か。

保険年金課長

未就学児について、令和3年12月は104名と書いているが、当初予算でいうと96名である。随時人数は変わってくる。

また賦課限度額についても、今年度の賦課限度額、99万円に該当するのが53世帯あった。本年度の加入者が今の所得の割合のまま令和4年度を計算すると、超過世帯数は50世帯とのことなので、3世帯は3万円上がることによって該当しなくなった。令和3年度で計算するとそのようになる。

柳楽委員

子どもにかかる保険料の軽減というところで、差額についてはどこで補う形になるのか。

保険年金課長

国から、保険者支援ということで基盤安定繰入金という形で国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1持つところに該当する。

柳楽委員

市が4分の1というところで、それは国民健康保険の加入者に全く影響はしないということか。

保険年金課長

今まではこちらを保険料として賦課してきたのを、賦課せずにこちらで、基盤安定ということで交付金でもらう。国民健康保険としてはそういう形になる。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

では質疑を終わる。

6 議案第9号

浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について

小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

(「なし」という声あり)

では委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

以上で議案の審査を終了する。採決は後ほど行う。

[11時 43分 休憩]

[11時 47分 再開]

8 執行部報告事項

小川委員長 委員会を再開する。執行部報告事項に入る。初日の委員会で確認したとおり、執行部からは補足説明のみとさせていただく。

(1) 浜田市国民健康保険診療所の診療体制について

小川委員長 執行部から補足説明はあるか。
健康医療対策課長 浜田市国保診療所は今年度をもって、常勤医師1名が定年退職する。かねてより医師確保に努めてきたが、中山間地域の医療を担う医師の確保には至らず、やむを得ず特定の病院において隔週での診療を実施するなど、診療体制の見直しをせざるを得ない状況となった。

(以下、資料をもとに説明)

小川委員長 委員から質疑はあるか。
柳楽委員 また診療が減っていくとのことで、今後がより心配である。診療所の医師が減って、しかし中山間地域で今後車の運転ができず、医療を受けるのに移動の確保も大変になってくるのではないかと考えると、やはりこういった診療所の役割はすごく大きいと思っている。診療所に来てくださる先生方は本当に意識を持って来ていただいていると感じているが、医師としての学びについては難しかったりするかもしれないし、診療する対象者もいなくなってくるので医療として自分の技術を上げていく点では難しいので、そういったところも医師確保の妨げになっているのかとも思っている。

健康医療対策課長 これは市というよりも国の何かしら、そういった医師に対してインセンティブみたいなものを支援していただいたりすることで解消できないものかと希望的に考えたりするのだが、市として、今の体制で職員が1名、多分任期付短時間職員はそれぞれの都合で短時間になっているのかもしれないが、このあたりでも処遇が違っているのだろうと思う。そのあたりはどうなのか。

柳楽委員 任期付短時間職員やパート医師となると、処遇は当然変わってくる。

健康医療対策課長 先ほど言ったように、自身の都合なのか。
柳楽委員 家庭の事情などによりこういった任用となっている。

柳楽委員 隣の益田市でも医師確保のために議会が何かしら動いたり、医師会などと連携されて取り組みをされ、人数はどうかかわからないが、一定程度の成果があったと伺っていた。例えば医師会とか、浜田市の医療を考える会などもあったと思う。そういう方々との連携はどのようにになっているか。

健康福祉部長 益田市も含めて、地域枠は医師を確保するためにあり、浜田市も

年に何人かは推薦して今年は2名が合格された。またこの地域枠の方の中から医師になられた方がいる。こういう方に、最初から浜田に戻ってくるのはなかなか難しいが、勉強されて戻っていただきたいということで、地域医療を守る会で地域枠から出た医師や医学部に行かれた方をずっと浜田市としても勉強会や研修会によってつなげている。

また小学校、中学校、高校生の段階も含めて、医師や看護師を目指したい方に、今はコロナ禍でなかなか一緒に研修するのが難しいが、ウェブ研修などし、たくさんの参加者がいる。小学生は診療所で研修したり、高校生や中学生はウェブ研修を実際やっている。医師確保として浜田市に戻ってきてもらうことにつなげるよう頑張っている。

先ほど委員が言われたように、診療所の医師確保は、その診療所の医師になりたいか、なれるか、というのは難しいところで、今総合診療科を設けているので、そういうところでしっかり勉強された方に診療所に来ていただくよう先生たちも頑張っている。しかしなかなか確保ができない。

ただ先ほど課長も説明したように、来年度、まだ確定ではないが自治医科大学では地域の医師、総合診療医を育てるところなので、そこからの研修医が来ることがすごく大きなこと。今後もずっとつなげて浜田に来ていただけるように、市長からもお願いした。

足立副委員長

この改正により休止があった場所を利用されていた、受診されていた人数がわかれば教えてほしい。

健康医療対策課長

小国出張所については患者数が9名で、うち7名は1か月に1回の利用、あとの2名は2か月に1回の利用と伺っている。

足立副委員長

そうした方々は、波佐診療所に振りかえされるのか。そうした場合の交通手段の確保などは住民説明会で話をされたか。

健康医療対策課長

小国出張所と波佐診療所については、すでにデマンドタクシーが運行されており、これを利用されている方もおられるし、今後出張所がなくなったときにはデマンドタクシーを利用いただければと思っている。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

[12時 00分 休憩]

[13時 00分 再開]

小川委員長

委員会を再開する。冒頭に午前中の最後にあった国保診療所の診療体制についての資料に訂正があるそうである。

健康医療対策課長

午前中に勤務体制の説明をさせていただき、波佐診療所、旭診療所の火曜日がそれぞれ隔週になるとご説明した。また資料の中で、波佐診療所の火曜日が1、3、5週、旭診療所の火曜日が2、4週となっているが、これそれぞれ間違っており、正しくは波佐診療所の火

曜日が2、4週、旭診療所の火曜日が1、3、5週の誤りだった。訂正させていただきます。

(2) 新型コロナウイルス感染症関連の状況について

小川委員長
健康医療対策課長

執行部から補足説明はあるか。

資料の1番、患者件数だが、3月6日公表分で数字を修正する。2月が130を改め149名である。3月は5日確認までだが15名。令和3年度の合計数が889名である。こちらが6日公表分までの数字である。

浜田市においては1月中旬の感染者数の大幅な増加により、1月27日から2月20日までの間、島根県にまん延防止等重点措置が適用となり学校も休校等を実施した。移行徐々に感染者数は減少傾向にはなっているが、県内では東部を中心に感染者は多く、引き続き注意が必要な状況である。

2点目の保健所業務への保健師派遣状況について。1月中旬の大幅な感染者数増加により、保健所業務に支障が出始めたため、島根県と新型コロナウイルス感染症の保健所業務に係る保健師派遣協定を締結し、浜田保健所の要請により1月14日から2月9日まで保健師の派遣を行った。主に自宅療養者や濃厚接触者の健康観察や、検査業務に従事した。派遣状況については表のとおりで延べ72名の派遣をした。

3点目の新型コロナウイルス感染症電話相談の状況、4番の浜田市外来検査センターの状況については記載のとおりである。

小川委員長
足立副委員長

委員から質疑はあるか。

2番にある保健所業務への保健師派遣状況なのだが、これを見ると一番多いところで1月21日が5人、それ以降が4人などだが、その間の浜田市の業務に支障はあったか。

健康医療対策課副参事

正規職員の保健師が25名おり、業務多忙ではあるが各課から少しずつ調整し、本来の業務に支障がない範囲で派遣を行った。

足立副委員長

今後またある場合もこの協定に基づいて、依頼があった場合は保健師の派遣を検討されるかと思うが、5人くらいまでなら浜田市としてもとりあえず数日間は大丈夫という認識でよろしいか。

健康医療対策課副参事

こちらにも健診等いろいろな業務があるので、要望があれば必ず5名派遣できるとは限らないが、一応協定は3月末まで結んでおり、要請があればできる限り派遣する。保健所業務が滞ると浜田市民の感染症対策も滞ることになるので、できる限り応援をしていきたい。

岡本委員

待機を含めて感染者の実態について。医療センターの重症者の状態、自宅待機、それ以外に、以前青少年ホームなどで受け入れをしてという話も聞いたが、今はそのようなことはないのか。

健康医療対策課長

医療センターも患者数が減ってきて大分あきがあるとのことで、入院は大丈夫である。いわゆる宿泊療養・自宅療養についても今のところは、無症状の方については自宅療養になると思うが、宿泊療養をどこまでやるかは伺っていないが、恐らく少年自然の家での宿泊

柳楽委員	療養はやってないと思っている。
健康医療対策課長	外来検査センターは4月以降も継続されるという話は出ているか。 浜田市の外来検査センターについては、県からの委託を受けて実施している。まだ県から正式に要請がないので、来年度に実施するか継続するかも含めて未定である。
柳楽委員	雇用されている職員のこともあると思う。その職員はこの年度末までの契約になっているのか。
健康医療対策課長	年度末までの契約である。
柳楽委員	例えば年度が変わっても継続することになった場合の人員確保の問題もあると思う。県が今の時点で言っていないということは、継続の可能性は薄いのかとも思えるが、そのあたり何かあるか。
健康医療対策課長	浜田市としてもどうなのか心配している。県内では東部はいまだに流行している状況だが、継続するのか、返事はいただけてない。
村武委員	3番の新型コロナウイルス感染症電話相談の状況について。ワクチン一般の数字の中で、5歳から11歳までのワクチンも始まっているが、これについての相談はあるか。
健康医療対策課副参事	そういった相談はワクチンコールセンターが受けており、詳細な情報は確認すればわかるのだが、今までのところは予約方法等に関する問い合わせが多かった。子どもの問い合わせについては確認して報告したい。
小川委員長	ほかに。 (「なし」という声あり)

(3) 浜田市地域包括支援センターの名称及び設置場所について

小川委員長	執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり)
足立副委員長	委員から質疑はあるか。 高齢者が前面に出てくる名称になるかと思う。今まで地域包括支援センターという名称で、高齢者はもとより障がい者も含めて相談に行かれたと思うが、高齢者相談支援センターとなると、障がい者はどこで受け付けてもらえるのかといった混乱などはないか。
健康医療対策課長	わかりやすいようにということで高齢者相談支援センターという名称にしようと思っている。ご指摘の障がい者の相談窓口だが、基本的には高齢者の相談窓口ということで、障がい者も一定数おられるが、それほど数は多くないので高齢者相談支援センターとした。
小川委員長	ほかに。 (「なし」という声あり)

(4) 島根県後期高齢者医療に係る保険料率等の改定について

小川委員長	執行部から補足説明はあるか。 (「なし」という声あり)
	委員から質疑はあるか。 (「なし」という声あり)

(5) (仮称) 益田匹見風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催について

小川委員長	<p>執行部から補足説明はあるか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
足立副委員長	<p>委員から質疑はあるか。</p> <p>弥栄及び金城地区で今現在生活されている方々の声をわかる範囲で教えてほしい。</p>
環境課長	<p>最近特に益田匹見の風力に関して地元の方から何か意見を聞いているということはない。</p>
川神委員	<p>弥栄と金城地域、環境の指針のどの部分に引っかかるのか、どういった点について弥栄・金城について聞いているのか。</p>
環境課長	<p>ここでの説明会がなぜ開催されるかということか。</p>
川神委員	<p>例えば距離的なものや、どういったところが影響があるからその地域に意見を聞くという、計画も含めてそうだが、どういったところでこの環境評価の項目に弥栄・金城がかかるのか、確認したい。</p>
環境課長	<p>ここについては近隣地になると聞いているが、細かい理由は把握していない。</p>
環境課調整監	<p>距離的には風車から一番近いところで4.5キロ離れており、景観的にも山が間にあって見えないし、騒音も振動もそれほど来ないだろうということである。気になるのは周布川のアユやゴキなどに影響があるかと。またクマタカの生息地にあるので、それがどのように影響するのか、そういうことが論点になっている。</p>
岡本委員	<p>説明会を開催され、その後どのような流れでいくのか。</p>
環境課長	<p>縦覧が1か月ほど開催され、その後、一般の人からの意見の取りまとめが2週間程度で行われる。その意見の取りまとめをしたら、県知事へ提出され、県知事から関係市町村の首長に対して意見照会があることになっている。知事の意見は首長の意見も取りまとめて、意見書提出後120日以内に検証し、知事意見を述べる流れになっている。</p>
岡本委員	<p>県知事から各市町村に照会がある、そのときに私たちがどう評価してどうこうという形になるのではないのか。</p>
環境課長	<p>市としての意見を取りまとめて県知事に述べることになるので、そのときにいろいろな住民の意見もあると思うのでそういったことや、法や、市はガイドラインをつくっているので、それに則って意見を述べていくことになる。</p>
岡本委員	<p>その部分で議会も何らかの判断をしないといけないのか。</p>
環境課長	<p>議会にそこの判断をしていただく機会はないと考えている。</p>
岡本委員	<p>ないということは、議会がかかわる部分はないのか。</p>
環境課長	<p>議会で直接何か意見を伺う機会はない。</p>
環境課調整監	<p>環境審議会を開く中においては各自治区からの代表、住民側の意見も聞くし、委員の構成メンバーでもある。審議会の答申について、こういう答申を出すということは議会に報告するので、その辺で議</p>

小川委員長 員の意見などを聞く機会はあるかと思うが、直接にはない。
ほかに。
(「なし」という声あり)

(6) 令和4年度 地方税制改正の概要について

小川委員長 執行部から補足説明はあるか。
(「なし」という声あり)

足立副委員長 委員から質疑はあるか。
近年の新築件数は、住宅ローン控除の適用期間延長とあるが、実際のところは控除率が今後 0.7%と減額される。それについて動向を教えていただきたい。

資産税課長 令和3年度の新築は普通の住宅で113件あった。それに伴って増築などもあったので、トータル140件くらいになっている。例年、130から150の間で推移している状況である。

足立副委員長 住宅なので、床面積についてはこの条件、40平米未満はなかなかないと思うが、近年の新築住宅の床面積の平均は大体どのくらいか。

資産税課長 最近では100平米から110平米くらいの住宅が多い。少子化や核家族化が進み、20年くらい前なら40坪いくかいかないか。40坪というと不動産取得税が少し上がるので、ぎりぎりのところを皆建てられていたのだが、最近では100平米、110平米くらいの家が多い。

小川委員長 ほかに。
(「なし」という声あり)

(7) 浜田市三隅デイサービスセンターの譲渡について

小川委員長 執行部から補足説明はあるか。
(「なし」という声あり)

岡本委員 委員から質疑はあるか。
譲渡で公募型プロポーザル方式というのはなじみがないので説明をお願いします。

三隅市民福祉課長 業務に係る提案や取り組み体制、遂行能力などを考慮し、広く提案を受けて、三隅地域の通所介護事業の中心的役割を担っていただきたいことから公募型プロポーザル方式となった。

岡本委員 この施設を譲渡するが、有効活用してほしい、地域の貢献度はどうか、そういうことをプレゼンというか、考え方を示していただくのがこの方式ということか。

三隅市民福祉課長 ご指摘のとおり、三隅地域の通所介護事業の中心的役割を担っていただきたいので、地域の方にすばらしい事業の企画提案をお願いしたく、この方式となった。

足立副委員長 職員の継続雇用を希望とあるが、現在の職員数と、内訳は。

三隅市民福祉課長 現在の職員数は24名、うち正規職員が2人、パート従業員が22名。男性が6名、女性18名である。

足立副委員長 公募条件の中でこの事業を継続とあるが、一方で三隅において高齢化率が70%くらい、高齢者の数が4千人前後だった気がするが、

その中でここを譲渡することで、未来永劫とは言わないまでもどのくらい通所介護の事業継続できるのか考えたときに、公募型プロポーザル方式の譲渡になるのでいろいろな各団体、法人の考え方にとつとるかとは思いますが、執行部としてはどのような形、建物のこともあるので、例えば向こう20年、30年くらいをめどにされているのか。

三隅市民福祉課長

用途制限の観点から考えると少なくとも10年はデイサービスを続けていただきたいということで今回も公募に至っている。

足立副委員長

つまり10年は高齢化率と在宅生活を含めてこれくらいは全体のパイの中でここも生き残っていけるだろうという捉え方でよいか。

三隅市民福祉課長

おっしゃるとおりである。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(8) 浜田市上下水道事業の経営戦略の見直しについて

小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

下水道課長

資料3の今後のスケジュールについて。下水道事業については審議会設置に向け準備を進めている。委員の選出に当たっては上水道事業では審議会を既に常設化しているので、今後の組織統合や事務の効率化を踏まえ、上水道事業審議委員を中心に下水道審議会委員を選出中である。年度内に設置して4月中旬ごろには第1回審議会を開催したい。

またそれ以降は水道事業のスケジュールに併せ9月に報告させていただきたい。

小川委員長

委員から質疑はあるか。

(「なし」という声あり)

(9) 水道事業広域化の取組みについて

小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

管理課長

水道事業を取り巻く経営環境は急速な人口減少や施設の老朽化などに伴い、全国的に厳しさを増している。そのため平成28年2月、国の要請により県の主催で島根県水道事業の連携に関する検討会が立ち上がり、そのまとめられた報告書は平成31年3月に報告させていただいている。

その次の段階として令和4年度末までに、水道広域化推進プランを策定するよう国から要請があり、市町村の区域を超えた広域化を推進するため、現在県が主体となって取り組んでいる。プランの内容等具体的なものはこれからだが、今後も随時報告させていただく。

小川委員長

委員から質疑はあるか。

岡本委員

今後のスケジュールで、広域化という表現があったが、どういう意味か。

管理課長

広域化とは項目でいうと、浄水場の共同設置、水質検査業務の共同化、薬品や水道メーターの共同購入、また各種計画策定業務の共

	<p>同発注、システムの広域化・共同化、遠隔監視業務の共同化、料金システムの共同化、災害時・緊急時の応援体制、また人材育成や経営の統合といった項目がある。その中で一番やりやすいもの取り組んでいこうということ。</p>
岡本委員	<p>これを見ても県内の水道事業者、広域化という表現で思い浮かべるのは例えば広域行政組合の浜田・江津のような立ち位置で、県内水道事業を全部統括しようという考えが進んでいるということか。</p>
管理課長	<p>まずは各項目で、もしこうしたらというシミュレーションを行い、メリット、デメリットを検討していく。最終的に実施されるかどうかは検討状況を見ていかないといけない。</p>
上下水道部長	<p>全国的な流れで見れば、一事業体を目指して統合を進める部分はあるが、必ずしも一事業体を目指せというのではなく、今後水道事業の経営の自己検証等し、効率化できる部分を市町村をまたいで効率化していこうということで、今申し上げたようなことが検討されている。県がこのプランの検討の中で取り組めるものから取り組んでいこうということで、必ずしも県下一本化が目的というものではない。</p>
岡本委員	<p>例えばメーターを一括で安く買おうとか、そういうものについては同調できるものがあるからこれを進めるかもしれない、という捉え方でよいか。</p>
管理課長	<p>各項目についてシミュレーションを行うので、そのようになる。</p>
足立副委員長	<p>先ほどの報告の中に、人件費の視点という部分が含まれていたか。</p>
管理課長	<p>災害時や緊急時の応援体制や、人材育成が含まれているので、含まれている認識である。</p>
足立副委員長	<p>通常経費の中で、人件費が一番大きなウェイトを占めている。上位の団体で人件費部分が大いのではないかと思うが、水道料においては公営企業になるので、今一般職のほうから水道事業関係へ派遣しているが、本来であれば水道事業会計単独ですべきことだろうと思う。そうしたことを考えてみると、各自治体の水道事業体が一本になって、そこで人も交流していくことで人件費部分が削減できるのではと思うが、今後そうした部分も検討会上がってこないのか。</p>
管理課長	<p>意見交換会を島根県内で行ったりしている。またそのことについても各市町村の意見を伺える機会がこれからあると思っている。</p>
小川委員長	<p>ほかに。</p> <p style="text-align: center;">（ 「なし」という声あり ）</p>

(10) 金城地域断水防止対策について

小川委員長	<p>執行部から補足説明はあるか。</p>
工務課長	<p>（ 以下、資料をもとに説明 ）</p>
小川委員長	<p>委員から質疑はあるか。</p>
岡本委員	<p>波佐浄水場の送水能力の増強という説明があって、それから下ノ原配水池の流量の説明をされた。そういう調査によって次のステッ</p>

- 工務課長 プに何があるのか。先般、今福にタンクをつくった。タンクそのものがあと何年しかもたないことも配慮にあると聞いていた。それであそこを増設したと。ここの送水能力や、それがもし必要であるという最初の着地点というか。同じようにタンクを設置することになるのか。
- 工務課長 井戸の調査をしたが、認可を通った時点が20年30年前になる。そのときの計画値と今の実際がどうかを調査した。その結果に基づいて、人口も減っているのでもそかも加味して、必要な水量が幾らで、そこに対して金城地区全体で水が足りるか足りないかを、まず検討していく。今回のことで今福中央配水池、こちらの地区は水が少し足りないのではということと、更新時期も来ることを含めてつくらせていただいたが、雲城地域も更新時期はいずれ来るが、現状これまで説明したとおり、流量の調整によって不足する状況には今なっていないと思うので、まずは井戸の本当の能力と必要な水量のバランスを来年度見て、その上で必要な対策をしたい。
- 柳楽委員 すごく気を使われて発信していただいているのを感じている。止水栓台帳の件だが、金城地域は全て調査が終わったのか。
- 工務課長 金城地域は既に調査が終わっている。
- 柳楽委員 昨年金城が凍結でいろいろ事故などあったので、今回金城地域の止水栓台帳を作成されたと思うが、今後ほかの地域でもそういった作業をされるのか。
- 工務課長 ほかの地域も、あれば役に立つというものが今できていると思っている。ただ市内に2万件あるので、これを全てやっていくかというのは内部含めて検討するが、つくるにしても今回のいろいろな反省をもとにやっていきたい。
- 小川委員長 ほかに。
(「なし」という声あり)

(11) 浜田市水道事業協同組合の解散について

- 小川委員長 執行部から補足説明はあるか。
- 工務課長 (以下、資料をもとに説明)
- 小川委員長 委員から質疑はあるか。
- 岡本委員 市民に影響があると思っている。今まで大きな組織の中でお願いして対応をしていただいたのが、個別にやることになる。するとたらい回しになったり、影響が出るだろうと思っている。影響はあるか。
- 工務課長 ご指摘のとおり、そういうことがないように我々が調整しているが、これまでと対応する仕組みが少し変わることはあるかもしれない。事業組合がなくなるので、市職員が一旦電話内容を受けてお客と話をし、そこから状況判断して業者にお願いしたり現地へ行って確認したりすることになる。これまでは近い業者があったかもしれないが、市職員となると本庁からになるので、時間的なことは出るかもしれない。それがなるべくないように、各地域で安定的に、

- 皆が安心していただけるような業務が4月以降も続けられるように調整している。
- 岡本委員
工務課長 解散する理由は何か。
会社の数が十数年前からどちらかというところ減っている。会社に勤めている職員数、会社によってばらつきがあるのだろうが減っていることと、また若い人が入っていないことで厳しいのだと言われている。もう一つ経営者が言われるのは、働き方改革で土日夜の対応が難しいのが正直なところだと言われた。24時間体制の調整をどうしていこうかと。人手不足が一番大きい問題だと聞いている。
- 岡本委員 人手不足、十分理解できる。今後浜田市は公共下水道、松原へ向けて流末をつくる。水道事業を中心に、給排水、衛生等々をやっていただく業者で、それを解散されたとなると、公共下水道を推進する中でも非常に影響が出るのではないかと心配する。再構成してほしいという話もあってもよかったかと思うが、認識をお尋ねする。
- 工務課長 あまり込み入った話はできないが、これまで十数年安定的な関係でできていたのは事実である。続けばそれはそれでと思っているが、個々の会社はそれぞれあり、仕事はされるので、あとは私たちが委託していった窓口が数が増えるので、職員が一つ伝えればよかったものが五つ伝えないといけないといったことはあるのだが、これはやむを得ないと思っている。県内でも同様の事業組合を各市で持つてはられるが、相手がつくっておられる団体なので、なかなか申し上げにくい。
- 川神委員 市民生活には決してプラスにはならない気がするが、組合側の理由があるのだからそれはとやかくは言わない。1か所連絡していたのが、複数のところに連絡することになる。となると、原課の業務量がかなり増えるのではと推測するがその辺の体制は実際どうか。
- 工務課長 現在委託している業務があって、各社に伝えなければならないものも当然増えてくるので、その業務量、連絡時間は増えると思っている。現在は各地域によっていろいろな業務を組合を通じて業者に委託している。例えば水道検針業務は委託している。これまで協力いただいていた事業者を引き続き協力をいただけるように、業務委託できる部分がないか調整している。契約方法等があるので現在は申し上げられないが、なるべく市民に影響がないように、ベストとはいかずともベターな方法を事業者と調整させてもらっている。検針も4月1日以降の体制でできるよう進めている。
- 川神委員 つまり4月になれば、おおむねこういう形でいくとお知らせいただけるのか。
- 工務課長 4月に入ればどの部分をどのようにという、契約を含めてお伝えできると思う。
- 足立副委員長 先ほど、休日は今まで組合のほうにという話だったが、市民は今後、休日や夜間はどこに連絡するのか。そういうお知らせは広報などどの媒体で市民に情報提供するのか。

工務課長	<p>これまでは水道事業協同組合のことがホームページの一部に出ていたが、それがなくなって全てを市役所にと変更になり、最短のところで皆にお伝えしたい。紙媒体等になると思うが、現在調整しており、それ以外の方法でも皆さんへ速やかに伝えられるように取り組んでいきたい。現在、浜田、金城、旭、弥栄、三隅それぞれのところの対応の仕方、何が一番よいか検討している。</p>
足立副委員長	<p>各業務において、今後は各法人と契約されるとのことだが、法人との契約単価は、例えば地区ごとに違うのか、会社ごとに違うのか、市内で統一されているのか。</p>
工務課長	<p>各単価だが、一般請負工事の積算基準があるが、そこに必ずしもよれない単価があるので、それについては事業者への聞き取りや参考見積を出してもらい決めていかざるを得ないと思っている。一方、全地域を対象とした事業組合で、浜田市側としては積算根拠と契約している単価があるので、現在の単価を一つの参考として業者に見積りをお願いして対応していきたい。その中でご指摘のように、各地域が同じか違うかわからないが、入札制度で違うこともあり得る。</p>
足立副委員長	<p>入札とあったが、これは業務委託なので各会社、今まで12社だったか、その全てと契約するのか。それとも希望する会社だけと契約されるのか。</p>
工務課長	<p>現在委託している中で、必ず毎月するものとしてまずは検針業務と、施設の巡視管理業務がある。これについては現在12社の団体ではあるが、実際に回っておられるのは合併以前から管理していただいている事業者がおられるので、浜田以外の地域は、ある程度その事業者が特定されているが、基本は入札だが、状況と相手方の様子によって契約方法も検討して対応していきたい。</p>
小川委員長	<p>ほかに。 (「なし」という声あり)</p>

(12) 不適切行為による日本水道協会品質認証の取得事案について

小川委員長	<p>執行部から補足説明はあるか。</p>
工務課長	<p>(以下、資料をもとに説明)</p>
小川委員長	<p>委員から質疑はあるか。</p>
岡本委員	<p>かつて鉛を含有している塗料が禁止されたことで、その後大きな影響があったことを覚えている。このたびの指定外原料はどのようなものか。</p>
工務課長	<p>ある塗料メーカーがつくっている塗料の認証をする際に、認証するための手続きがあるのだが、それが正しい方法ではないものによる数値が出されていたということで、原料そのものはいけないものを使ったわけではないという情報が来ている。その後日本水道協会も、塗料を確認し、問題ないものについて順次出荷されている。原料までは認識していない。</p>
岡本委員	<p>最後の確認事項の中に、定期水質検査においてこれまで異常は確認されてないという表現があったので、毒物か何かに検査されたの</p>

かと思った。今の説明でいくと、実際に悪いかどうかはわからない。要は所定の手続きしないで使った、問題なのはそれが溶けてしまうのではということ懸念されるのだろう。それに基づいた検査、異常を確認したわけではないような説明になった。それほど意識する必要もなかったのだろうと思うが、どうなのか。そこまで意識したのか。

工務課長

確認事項の水質検査は、これを受けて特別にしたものではなく、毎月の検査をしている。それから、なぜそういうことをしたかだが、塗料は水道管の外側に塗ってある。ただし外側といっても管はつながるので、一部どうしても水に当たる部分がある。ここに書いてあるとおりである。そういう懸念があってはいけないということで。私も日本水道協会の情報を見る限りそれ以上はないのだが、他自治体、全国的に大きい東京あたりのホームページも見たところ、同様に市民にPRするため記載してあったので、本日書かせていただいた。そもそもが有害物質が出るという報告は全くない。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

ここで暫時休憩とする。再開を14時15分とする。

[14時03分 休憩]

[14時13分 再開]

小川委員長
健康医療対策課副参事

委員会を再開する。冒頭に(2)の関係で補足説明をお願いする。先ほど質問いただいた、小児のワクチン接種についての相談だが、コールセンターへは20件近く相談が入っているが、ほとんどが予約方法についての問い合わせ、それからワクチン対策室の保健師に数件相談が入っているが、そちらは接種券が来たが受けたほうがよいだろうかという相談が主だった。接種はメリット・デメリットあるので、かかりつけ医と相談の上で接種を検討いただきたいという形で対応している。

村武委員

メリット・デメリットの部分を具体的に説明されるわけではなく、市民がそれぞれ情報を入手して検討していただくということか。

健康医療対策課副参事

ご案内にそういったことの内容を記載しているので、それで検討していただく形にしている。

(13) 浜田市浄化槽設置整備事業補助金要綱の改正について

小川委員長

執行部から補足説明はあるか。

下水道課長

(以下、資料をもとに説明)

小川委員長

委員から質疑はあるか。

川神委員

把握している現在残っているくみ取り槽はどれくらいあるのか。

下水道課長

基数で把握はしていないが、令和2年度末、人口ベースで約1万5千人が使っておられると、資料を確認している。

川神委員

今回、上限が9万と30万と出ている。これが新設されることにな

下水道課長

る経緯を詳しく説明いただきたいのと、9万と30万の上限は全体のおおむね何%くらいにあたるのか。

経緯については、合併浄化槽の補助金、令和2年度に一度、単独浄化槽から合併浄化槽へ転換する際に撤去費用として9万円、同じ金額ではある、配管補助についても同じく30万円拡充した。金額については、設置費はおおむね3分の1の補助として考えている。配管補助費もそのくらいかとは思っているが、単独浄化槽で既に補助を行っているので、そちらをベースに金額も設定させていただいた。本体の設置費用の約3分の1が補助金と考えている。配管補助撤去費に対しても、ベースとなっているのはまず単独浄化槽の補助、一旦令和2年度に拡充しているので、その金額をベースにしている。そちらも約半分から3分の1程度かと思っている。

小川委員長

ほかに。

足立副委員長

新設分の改正については、浜田市内全域か。

下水道課長

エリアは市全域になる。ただ、集合処理、公共下水道や農業集落排水、漁業集落排水、そういったものが整備されているエリアは対象外とはなる。

足立副委員長

一方で下水道整備を殿町などの地域で計画されている段階だが、そうした地域の方からこういった申請が出た場合は、どのような取り扱いになるのか。

下水道課長

まずくみ取りだったり単独浄化槽からの転換のときに申請があれば、そちらはうちの下水道整備の話もさせていただきながら、それに合わせた改築等をお願いしている。ただ、新築についてはなかなかとめられないところもあるので、そういうときは補助を出している。

足立副委員長

しかし、令和7年度くらいから工事着手も含めて下水道整備を本格的にやっていく上で、新築の家で今きちんと条件などをつけておかないと、結局新築を建てられる方が最終的にはデメリットを被ってしまうと思う。それでも要件として扱わない理由が何かあるのか。

下水道課長

新築の場合に出さないということか。

足立副委員長

新築の場合に、最終的には下水道に接続しないといけないので、下水道に接続するための配管などを最初から設置することを前提にして助成金を出さないと、その方々は最終的にはまた改装して下水道に接続しないといけない。そうした条件を、例えば令和4年度からの新築に限って言うならば、そこをプラスアルファしてでも配管してもらおうようにするほうが、住まわれる方にとってはメリットが大きいかもしいかなのだが。

下水道課長

新築の場合、合併浄化槽までは当然家の中の配水はそこに集まってくる。今度下水道を整備した暁には下水道の本管につながるまでの受け口となる、公共ますと我々は呼んでいるが、枡を設置する。それを浄化槽に近いところに設置するように、うちも調査等をして、極力家の中の配管工事が安くなるような仕組みにはしたいと思っている。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(14) その他

小川委員長
上下水道部長

管理課から水道料金未請求について説明をお願いします。

水道料金の未請求については、議員に報告し、それから新聞等を通じて既に報道等されている案件ではあるが、市民に大変ご迷惑を、また議員には大変ご心配をおかけして申しわけなかった。本日また改めて報告させていただきたい。

管理課長
小川委員長
川神委員

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑はあるか。

問題なのは市民が水道業者に対して不信感を抱かないかどうか。そのために、信頼回復に努めていただきたい。

システムメーカーからのコメントは何かあるか。

管理課長

システム業者からも、市民に迷惑をかけたという謝罪があった。またシステム開発元の業者に、システム改善を依頼するという説明があった。このたびこの事故が判明した次の日に、業者が駆けつけてくれたが、今後も何かあれば駆けつけるという返事をいただいている。

川神委員
管理課長

システムエラーは改善されたということか。

現在改良中とのことなので、しっかり改良されるまでは二度とこういうことがないように、私どもの手順をしっかりと、今までとは違う流れでしっかりやっていきたい。

足立副委員長

料金システムをつくられたメーカーは、多分浜田市以外のほかの自治体でもシステムを使っているところがあると思うが、今回こういったことが起きたのは、浜田市が初めてだったのか。

管理課長

この近辺では出雲市も使っておられるシステムだが、浜田市が初めてだと聞いている。

小川委員長

ほかに。

(「なし」という声あり)

(配布物)

- ・浜田市再犯防止推進計画
- ・浜田市人口状況 (R3.11月末～R4.1月末)
- ・浜田市男女共同参画推進計画 (第4次) [令和4年度～令和9年度]

小川委員長

配布物として3点ある。ご確認をお願いします。ここで執行部からの報告事項について、全員協議会へ提出し説明すべきものとするために、執行部の意向を確認したい。

地域福祉課長

執行部からは(1)、(10)、(14)で説明した水道料金未請求について、以上3点を提案したい。

小川委員長

執行部から3点提案いただいたが、それでよろしいか。

(「異議なし」という声あり)

では(1)、(10)、(14)について全員協議会で説明いただくようお願いする。ここで退席される方がいるため、しばし休憩を挟む。

[14時 29分 休憩]

[14時 35分 再開]

9 所管事務調査

(1) 生活保護の状況について

小川委員長
地域福祉課長
小川委員長
足立副委員長

執行部から説明をお願いします。

(以下、資料をもとに説明)

委員から質疑はあるか。

この資料の2番で、保護開始理由、件数等についてあるが、保護を開始以後、また自立に戻った方は毎年平均的にどのくらいおられるか。

地域福祉課長

それは保護の廃止という形で出てくるのだが、令和2年度は廃止が68である。死亡による廃止が多いのだが、令和2年度の68の廃止のうち、働きの増加が11、年金の給付が始まった方が9おられるので、20名くらいは収入の増加で廃止になる方がおられる状況である。

足立副委員長

2番の中で、預貯金の減少等が一番の原因になっているが、減少の理由は、高齢だから、病気だから、働けないのか、働かないのか、いろいろあると思うが、担当課はどのようにつかんでいるか。

地域福祉課長

保護の場合、幾ばくか預貯金がある方がほとんどになるので、それがなくなってからなのでほとんどの方が結局貯金等の減少・喪失に分類される方が多くなる。実際には次の3番の世帯類型別世帯数を見ていただくほうが実際のイメージは湧きやすいのかと思う。ここにあるように高齢者世帯や傷病者世帯については、働くことが基本的にはできない方なので、働ける方で保護を受けられているのは、その他の数字になってくる。令和2年度でいうと39と入っているかと思うが、その39の中で大体5名から10名くらいが、稼働ができる状態だが働いておられない方で、就労指導をしてしる状況である。

足立副委員長

今日の請願の中にもあったのだが、精神といった障がい者世帯、障がいをお持ちの方は入退院を繰り返したり、通常の社会に溶け込むことができない、働けない、そういった環境によってどうしても生活保護を受給しないといけない、今日の請願のような捉え方でよるしいか。

地域福祉課長

おっしゃったとおり障がい者世帯の方は、就労を実際されている方もこの中におられるが、生活保護がなくてもやっつけられるほどの収入がない方が多い。また働けるが何かのきっかけで出られなくなり、そこで収入がとまってしまうので、一旦廃止されたがまた生活保護に戻ってこられる方もいらっしゃる。生活保護が終了したらそれで終わりというわけではなく、常に気にかけているし、連絡もしばらくはあったり、相談もあるので、そのあたりはしっかり、障が

足立副委員長

い福祉係が同じ課でもあるし、連携して支えていこうと思っている。
よくわかった。今回こうして資料提供をいただいたが、実はいろいろな方の声もある。生活保護で車を所有して運転される方がいらっしやると。生活保護において原則車は認められない。ただし特段の理由がある限りよいと。市民もいろいろ見ているので、目的外使用の場面がどうしても出てこようかと思う。それを使って買い物に行ったり、いろいろなことをいろいろな方が見ていらっしやる。担当課は車を所有されている方は当然把握されているかと思うが、車を所有するもう1個大きな問題が、任意保険に加入できないこと。事故があったら対処できないということもあるので、その辺を担当課は、車所有者にどのように指導されているか。

地域福祉課長

原則車の使用は禁止となっており、特段の事情というのが通院に使わねばいけないとか、保育園の送り迎えなどでどうしても必要な場合、仕事のために必要な場合で、それ以外の使用は認めていない。市役所にも正直、そういう電話を頂戴することがある。我々ももちろん繰り返し車の使用ができないことは言っているし、乗りたければ頑張って働いて生活保護が廃止になるよう繰り返し言っている。またメーターを確認しており、仕事に乘るだけにしてはメーターがおかしいのではということもあったりするので、その辺なども確認している。

岡本委員

3番の世帯類型別世帯数の高齢者世帯について。年金が少なくてもやっつけていけない高齢者の方、要は収入主体が年金である方の数がここに反映されていると思っているのだがいかがか。

地域福祉課長

この世帯の中には年金をもらっておられる方も含まれている。大体1人当たりの保護費が決まっているので、例えば2万円しか国民年金がない方については、基準が約7万円だがその差額を支払いしている。この中には少額しか年金をもらわれてない方も、全くもらわれてない方も含まれている。

岡本委員

このたび国が3千幾ら、年金をアップさせるという話があった。それでは足りないとは私は思っている。ここで聞きたいのは、高齢者で家庭にいる人はこれで、足りない分は生活保護の中でやるが、老健施設に入所しないといけない人はカウントされているか。

地域福祉課長

老人ホームに入られた方については、生活保護は廃止になり介護保険に移行するので、こちらの数字には入っていない。

岡本委員

この200人近くの方は市内で独居などで、基準に足りない差額分を受けていると。つまりこの方々は基本的に継続する。この人数は例えば減るのは、お亡くなりになれば減る。おおむね生活保護受給の高齢者は200名近い状況だという認識でよいか。

地域福祉課長

おっしゃるとおりである。

岡本委員

同じ欄で、障がい者の部分はかなりかわりかかっていると思っ
ている。いろいろな手当があつたり、障がいの程度によるのだろう。これでは足りないということが実際に起きているか。具体的にどう
いうものが足りないのか。

地域福祉課長	<p>障がい者世帯に分類されている方というのは基本的に就労が難しい方になる。多くは障害年金が収入になるかと思うが、障害年金の額が、年間当たり1級で97万5125円。2級で78万900円になるので、保護の基準が、1人当たり月約7万円と、そうなると保護費のほうが高くなるので、差額分は保護費からお支払いさせていただくイメージになる。年金をもらっておられる方は、全額お支払いしているわけではなく、足りない部分をお支払いしている状況である。</p>
岡本委員	<p>それは障がい者の方が、障がいの程度ではかることができない、障がいに関する補助をもらっても足りないということ。それが、環境としては独居か、それとも家族で住んでおられるのか。</p>
地域福祉課長	<p>障がい者世帯については世帯主が障がい者ということで68になるのだが、7番でお示ししている障がい者加算認定者数は個人なので、令和2年度でいうと126名が加算を受けておられる。一つの世帯に2人などという場合もあるが、418名のうち126名が加算認定されているのでかなりの割合になるかと思う。</p>
小川委員長	<p>ほかに。 (「なし」という声あり)</p>

(2) 各種健(検)診及び健康教室等の状況について

<p>小川委員長 健康医療対策課副参事</p>	<p>健康医療対策課副参事。 (以下、資料をもとに説明)</p>
<p>小川委員長 柳楽委員</p>	<p>委員から質疑はあるか。 国民健康保険の加入者が対象となっていて、社会保険関係の数字が出てこないのがいつも残念である。何かしらわかる方法があればよいのにといつも言っている。がん検診の年代、40歳以上というのがあるが、年代もお願いしておけばよかった。若い方の受診率はどれくらいの割合かわかるか。</p>
健康医療対策課副参事	<p>手元に資料がないが、そちらの数字は出せるのでまた調べて報告させてほしい。</p>
<p>柳楽委員 健康医療対策課副参事 柳楽委員</p>	<p>大体の割合も今わからないか。あまり多くないとか。 年齢が割合高めの方の受診が多いのは確かである。 若い方は仕事もあって健診に行きにくいのかもかもしれない。いろいろ工夫はしていただいていると伺っているので、それが知られてくれば受診も増えてくるのかもかもしれない。例えば大腸がんなどはほかと比べると受診率は少し高いが、容器を取りに行くだとか、割と簡単に受診できる手軽さもあるから受診率が少し高くなっているのかと思う。受診の機会、いかに受けやすい形にしていくかも大事なのだろうと思っている。</p>
	<p>乳がんに関しては、例えば芸能人の方などが乳がんになられたとテレビ等で報道されると、そのときには受診率も高くなってということがあるので、自分たちにもいつそういうことが起こってくるかわからないという、あまり恐れさせるのはふさわしくないと思うが、</p>

健康医療対策課副参事	<p>自分がそういう状況になる可能性はあるということを知っていたくのはすごく大事だと思う。現状としてこういった形で特に若い方に啓発されているか。</p>
健康医療対策課副参事	<p>若いうちから受けていただきたいというのがあり、がんが好発する年代というのががんによっていろいろあるので、その年代の方に案内が行くようにということで、例えば国のクーポン券の対象になる年代の方、子宮頸がん検診でいうと20歳以上が対象になるので、20、25、30、35、40歳にクーポン券を送付し個別の通知をしている。また、仕事がある方は平日受けにくいということで、日曜の休日検診を、確保できる日数は委託しているところをお願いしたり、子宮がんと乳がん検診を同じ日に受けられるよう設定したり、胃がんと肺がんを一緒にする等の工夫をしながら、できるだけ確保はしていきたいと思っている。</p>
柳楽委員	<p>健康教室だが、今はコロナがあったりするのでその機会も少なくなっていたりすると思うが、40歳未満の方の健康教室・健康相談の個別指導は、まあまあ数あると思ったのだが、この個別指導に至った人数は、例えば病後の方などだったりするのか。</p>
健康医療対策課副参事	<p>いろいろな場面で個別指導を組み合わせてやっている場合がある。例えば乳幼児の健診に来たお母さん方にがん検診の大切さを伝えたり、食生活もその方の年代の指導を行ったりと、組み合わせての40歳未満の数。純粹に40歳未満の方が自分の健康上の相談をしたい方の数字が、一番下の欄の健康相談に入っている。</p>
柳楽委員	<p>個別指導ということだったので、特に何かしら健康状態に問題がある方に指導されている数なのかと思ったので、結構多いと思ったのだが、そういうことだと理解した。</p>
健康医療対策課副参事	<p>食生活改善の事業は令和2年度に回数がすごく増えているのだが、これはこういった要因か。</p>
健康医療対策課副参事	<p>食生活改善事業もできるだけ効率的に実施しようと思うと、一度にたくさんの方の指導ができるのだが、コロナ禍なので集団指導にしても人数を制限したり、1人ずつの相談に変えたり。人数がそれほど増えない割に回数が増えたのは、1回の人員をコロナ対応のために制限したためである。</p>
小川委員長	<p>ほかに。 (「なし」という声あり)</p>

(3) エssenシャルワーカーの状況について

小川委員長	<p>執行部から説明をお願いします。</p>
健康医療対策課長	<p>(以下、資料をもとに説明)</p>
川神委員	<p>広域なので浜田市と江津市が一緒になっているため、なかなか浜田市の実態が見えてこないの何とも言えないが、医師に対して充足率が上がってきているとのことだが、実際問題、先ほどの報告でも国保診療所の件や、さらには人口減少もあるが開業医の閉院が近年大きな社会問題になっている。そういった意味で、充足率が上が</p>

- 健康医療対策課長 ってきている感覚はないが、率直な執行部の考えを聞きたい。
- 川神委員 確かに充足率は上がってきている数字にはなっているが、おっしゃるとおり医院の閉鎖などがあり、診療科は偏在があり、医師数も不足していると感じている。
- 健康医療対策課長 執行部は毎年、医師確保の対策は打っていると思うが、ここ最近県内、市内出身の医療学生との懇談会、さらには地元からそういうものを目指す人間のモチベーションを上げようとする努力は評価するが、実際に、特に医師確保、大学病院に代診医を依頼する方法もあるが、これは地方同じ悩みかもしれないが、今後どこに一番力点を置いて医師確保を進めていくのか。
- 川神委員 先ほど部長からも話があったが、地元出身の地域枠推進の医師を大事にして、国保診療所の先生方もいろいろな人を育てていきたい、地元出身者を育てていきたい心を持っておられ、いろいろな研修や対話をしておられる。市としては地域医療を担っていただける地元出身の医師を総合医として育てていければと、地域支援の先生方と一緒に育てていければと思っている。
- 健康医療対策課長 見方を変えると全国的にICT環境が特に充実し始めてくる。離島や中山間地域の診療は、遠隔診断として画像診断も含めてICTを使って進んでいる。最近の診療も含め、オンライン診療等々に特化し始めている。中山間地域の医師配置が難しいことへの国の配慮だと思う。浜田市も以前から思うが、当初浜田市は高度情報化計画を策定したときには、将来的には双方向の医療診断が中山間地域にもネットが充足したときにはそういうところを目指すのだと、夢のあることを20年くらい前から言っていると思うが、今そういう状況が整いつつある中で、こういったICTを使った医師不足に対抗する、住民の健康をサポートする体制づくり、準備は進んでいるのか。
- 川神委員 オンライン診療については法的な課題もクリアされており、時代の流れになっているとは思っている。まだ検討段階ではあるが、時代の流れということできちんと検討して、オンライン診療を実施していける体制を考えていきたい。
- 健康医療対策課長 医師も重要だが同等に看護師不足がこの圏域、地方において大きな問題になっている。大田市も准看学校が閉鎖されている。人材育成機関が閉鎖する中、浜田市の民間病院の看護師はかなり准看が占めている。一方准看の関係者に聞くと、年々入学者が少なく、運営が苦しいと。このままでは閉鎖に向かうしかない。そうなると地元医療機関の先生は、高等看護学校に進む学生は地元に残っていただけないから准看に支えてもらうしかない、懇談会で話が出た。となってくると、医師同様に看護師の育成に対しても、ただ奨学金を出して応援するのも方法ではあるが、それ以外にもしっかり地元の地域医療を担っていただける、地元出身者の看護師づくりにも積極的に取り組んでいく必要がある。そうでないと浜田の医療の先々が本当に見えなくなる。そういった看護師に対しての考えは何かあるか。

健康医療対策課長 市内の看護師不足も重要な問題だと思っている。医療センターも本部から、閉校等も求められている。新年度から新たに看護学校を支援していくよう予算を出している。准看もだが、看護学校についても浜田の地域医療にとって重要だと思っている。学校も支援して廃止にならないよう、閉校にならないよう支援をしていきたい。

川神委員 ぜひお願いします。人材育成をする機関はとても大事である。時代に必要な人材を育成する、その機関がある。いずれの機関にも、学生にも運営にも最大限の効果が出るよう応援して、最終的には地元に残る人材をつくる努力をしてほしい。リハカレに対しても大きな支援をすることが今回上がっている。それを否定はしないが、今言ったような高看・准看、それ以上の支援も要るのではと思っている。バランスの取れた医療・福祉関係者への支援をしっかりとお願いします。

足立副委員長 有資格者においても人材が不足していると言われた。作業療法士・理学療法士・言語聴覚士においても浜田市内の人材不足は現在ありそうなのか。

健康医療対策課長 作業療法士、理学療法士、言語聴覚士については、聞く限りでは浜田市内での就職ではないと伺っている。

足立副委員長 今回リハカレに大きな資金援助の補正が上がっている。そうした中で、あそこの学校に行かれて、ぜひ浜田に残っていただきたい思いがある一方、働く場所がない。市内にはリハビリ病院もないしリハビリ施設もない現状の中、逆にリハカレに入った生徒に、この浜田のどの仕事に就いていただくかも考えなければと思うのだが。担当課、これから先の部分含めて考えがあれば教えていただきたい。

健康医療対策課長 リハビリ機関だが、これもなかなか民間の方が実施される事業であり、できればせつかく浜田で勉強された方なので地元浜田に残っていただきたいが、なかなか就職先がないのが現状である。こちらも私どものほうでどういったことができるか、ここで具体的には浮かばないが、リハビリ施設についての支援等をできればしていきたい。

小川委員長 ほかに。

(「なし」という声あり)

10 その他

小川委員長 執行部から何かあるか。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

(「なし」という声あり)

ここで執行部は退席されて構わない。ここで暫時休憩とする。再開を15時40分とする。

《 執行部退席 》

[15時28分 休憩]

[15時39分 再開]

小川委員長

委員会を再開する。本日の議案について採決を行う前に自由討議を行うか。

(「必要なし」という声あり)

自由討議は行わない。では執行部提出議案3件について採決を行う。

○議案第7号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第9号 浜田市集落排水施設条例及び浜田市集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

○議案第35号 浜田市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

以上で福祉環境委員会に付託された案件の審査を終了する。委員長報告については3月17日の採決までに正副委員長で作成し、タブレットに入れておくのでご確認いただきたい。皆に目を通していただき、よろしければ委員長報告をその内容で行いたい。

11 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

【Vol.64 2月号】(委員間で協議)

小川委員長

議会広報広聴委員会から読者アンケートに寄せられた意見に対して、各委員会に対応を協議し報告するよう依頼があった。対応経過及び結果については3月24日木曜日までに報告し、その内容は5月1日発行予定のはまだ議会だよりVol.65に掲載される。福祉環境委員会には1件の意見が割り振られている。皆からの回答をいただき、意見を正副委員長でまとめたものを、また皆に確認していただき、委員会の回答としたいが、今日の段階でアンケートのご意見に対する考えをお持ちであれば発言いただきたい。

柳楽委員

今の段階でご意見がないようなら。少しだけ時間を取る形にしようか。前回のような形で各委員からもしご意見がいただければ、それをまとめた形で回答案としようかと思うが、もし今日の段階で意見があれば参考にさせていただければ。

私としたら、できれば文章として出させていただけたらありがたい。

小川委員長

では3月11日金曜日までに各委員で検討いただき、前回同様に提出いただくようお願いできるか。それに基づいて正副でつくり、また皆に確認していただくという、前回どおりの進め方にしたい。よろしく願います。

12 取組課題について（委員間で協議）

小川委員長

前回から懸案となっている勉強会の日程調整なのだが、一応執行部もこの3月定例会議が終わるまでは時間確保も難しいのではということとを考慮すると、しかも4月の異動時期と重なったりして、担当部署がばたばたする時期にもある。もし執行部側でこのあたりならできそうだという状況を事務局で把握しておられればだが、何かあるか。

中谷書記

委員長が言われたように、できれば4月が終わって落ちついて以降のほうがよいということで。

小川委員長

こちらとすれば二つ出されている取り組み課題についてできれば一本化を図るために執行部の考え方や進捗状況等について参考にするための勉強会だったのだが、そうすると5月くらいか。そのくらいで調整して行って、先ほど申し上げた内容での勉強会をしたいと思うがいかがだろうか。

柳楽委員

この間からその話をしている中で、執行部に対してどういったことを勉強会で聞きたいのかを出してもらったらよいという話も聞いたような気がしたのだが、そういった点を5月に勉強会をやっていたかまでに各委員が出して、ということか。

小川委員長

特にこれについて執行部の取り組み状況を聞きたいというのがあれば。一応二つに絞ってテーマを進めてきているが、それぞれ出していたいただいた方には、なぜそのテーマに取り組んだほうがよいかの意向も皆出されているので、それに基づいて一応執行部にはお渡ししている。それに対して執行部側の考え方をお聞きして、もしこちらからさらに聞きたいことがあれば聞いた中で、どちらにするかは最終的に委員会で決定する、その判断材料にしたいと思っている。そういう前提で、事前に執行部に準備してもらいたい資料などがあれば言っていたら。時期的に5月ごろにするなら、その準備くらいはしていただければと思うので。今月中をめどに、もしあれば出していただくように。よろしく願います。

議会広報広聴委員会からお願い文が来ているので、その報告をさせていただきます。

議会広報広聴委員会から、委員会広聴機能強化に向けてのお願い

ということで文章をいただいている。三つの常任委員会に対してという中身だが、その中身は、議会では議会だよりのリニューアルや地域協議会との意見交換会、はまだ市民一日議会の実施など、広報広聴機能の強化に取り組んでいる。このたび議会広報広聴委員会から各常任委員会活動においても、広聴機能強化に向けてのお願いがあった。それは各委員会の所管事務について関係団体等との意見交換の機会を積極的に持ちたいこと、2点目に需要案件を含め所管政策について市民との対話の機会づくりを意識し、意見、要望の収集に努めること、という2点についてお願いをいただいている。本委員会では取り組み課題の協議を行っている途中であるが、テーマの絞り込みが出来れば関係団体等との意見交換を行っていきたいと思っている。そういう形でこのお願い文書については、委員会としては今後の活動に生かしていきたいのでご協力をお願いします。

最後だが、初日の委員会でもお知らせしたが、各委員の陳情への賛否及び反対の場合は反対意見も公開することになっている。委員皆は各自の賛否について本日中にタブレットに入力をお願いします。

以上で福祉環境委員会を終了する。

(閉 議 15 時 51 分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員長 小川 稔宏 ㊞